

令和7年度 運営指導における主な指導事例（介護医療院に関する事項）

1 運営基準

(1) 口腔衛生の管理について

【事例】

口腔衛生の管理体制が整備されていない。

- ア 入所者の自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行ってください。

(2) 看護及び医学的管理の下における介護について

【事例】

入所者の心身の状況により入浴を実施できなかった際、代わりに清拭を行った記録がない。

- ア 入所者の体調等により入浴が実施できない場合には、清拭を行い、その旨を記録に残してください。

(3) 管理者の責務について

【事例】

従業者の員数は基準を満たしていたが、適切に管理されていない。

- ア 利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理、業務の管理を一元的に行わなければならないため、従業者の員数について、適切に管理してください。

2 介護報酬

(1) 介護医療院サービスの施設基準（I）について

【事例】

要件を満たしていない。

- ア 下記について、改めてご確認ください。

- ① 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ② 介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。
- ③ ①により算出した看護職員の最少必要数の2割以上は看護師であること。
- ④ 通所介護費等の算定方法第15号に規定する基準に該当しないこと。

- ⑤ 次のいずれにも適合していること。
- i 算定日の属する月の前3月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の50以上であること。
- ⑥ 算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の10以上であること。
- i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(2) 夜勤体制による減算及び加算の特例について

【事例】

「1日平均夜勤職員数」の認識に誤りがあった。

ア 1日平均夜勤職員数は、歴月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとなっています。

(3) 特別診療費（理学療法Ⅰ）について

【事例】

利用者等に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録等に記載していない。

ア 開始時及びその後3か月に1回以上、利用者等に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録等に記載する必要があります。

(4) 特別診療費（言語聴覚療法）について

【事例】

言語聴覚療法を実施されていたが、言語聴覚療法実施計画がない。

ア 言語聴覚療法の実施に当たっては、医師は定期的な言語聴覚機能検査をもとに、言語聴覚療法の効果判定を行い、言語聴覚療法実施計画を作成する必要があります。ただし、言語聴覚療法実施計画をリハビリテーション実施計画に代えることができます。なお、言語聴覚療法を実施する場合は、開始時及びその後3か月に1回以上利用者等に対して当該言語聴覚療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記載する必要があります。

(5) サービス提供体制強化加算について

【事例】

要件を満たしていない。

ア 下記について、改めてご確認ください。

- ① 介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。
- ② 介護医療院の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること